

令和 7 年度 建設コンサルタント業務にかかる 入札契約制度等に関する説明会 質疑応答

Q 1

施工体制確認調査の廃止について、業者側の事務手続きの観点からは提出書類に変わりはなく、提出時期が変更になるという認識で良いか。また、現在はヒアリングにおいて手持ち業務等の状況について確認されているものと認識しているが、改定後のヒアリングにおいては確認されるポイントが変更されるという認識で良いか。

A 1

その通りです。現行の施工体制確認調査の提出書類のうち、手持ちの業務等の状況と工程計画については、契約後の初回打合せ時の提出に変更となる予定です。また、改定後は競争入札参加資格確認において疑義があればヒアリングを行います。なお、手持ち業務等の状況などについても、必要に応じて公告に記載し、競争入札参加資格確認の対象となることもあります。

Q 2

指名競争入札の適正化について、土木事務所によって入札方法の選択に差異が生じることはないか。

A 2

地方自治法施行令に定められた 3 要件に該当するか否かが判断基準となることから、大きな差異は生じないものと考えています。

Q 3

指名競争入札の適正化について、仮に同じ案件があった場合、土木事務所毎に入札方法にばらつきが生じる可能性も考えられるがどうか。またその場合はどのように対処するのか。

A 3

業務委託の内容は多岐に渡ることから、委託の内容や入札参加者に求める要件が全く同じ案件はあまり多くはないと考えています。その上で、仮に同一の案件においてばらつきが生じることがあれば、事例の共有などを通じて対応していくことになると考えています。入札方法については、地方自治法施行令に定められた 3 要件に該当するものを基準としてあくまで個別の案件ごとに検討すべき内容であり、今後の状況を注視していきたいと考えています。

Q 4

管理技術者の成績評定評価の対象となる発注機関ですが、県土マネジメント部と国土交通省とされていますが、国土交通省はどの範囲が対象ですか。

A 4

国土交通省は、全国の地方整備局及び本省が発注した建設コンサルタント業務の成績評定を対象とします。

Q 5

管理技術者の成績評定点を評価する対象業務ですが、企業の成績評定点で提出する業務分野と同じと考えてよろしいですか。

A 5

企業の成績評定点で評価対象とする委託業務等成績評定点は、[調査、計画業務]・[概略、予備設計業務]・[詳細設計業務]・[工事管理業務]・[積算技術業務]です。

管理技術者の成績評定点で評価対象とする委託業務等成績評定点は、県土マネジメント部発注業務であれば[調査、計画業務]・[概略、予備設計業務]・[詳細設計業務]とし、国土交通省発注業務であれば「調査・計画業務」・「設計業務」とします。

Q 6

地域維持型において点検業務を対象とするとありますが、全ての点検業務が地域維持型ですか。もしくは、業務数量の大小などにより特別簡易型など従前の型式を選定しますか。

A 6

業務内容等を考慮して、総合評価審査委員会で型式を選定します。
地域維持型とは限りません。

Q 7

担当技術者を複数名配置した場合の評価において、例えば業務実績①で評価点が最も高い担当技術者をAとすると、A以外の評価点の低い技術者の根拠資料の提出も必要ですか。

A 7

配置された担当技術者全員分の評価点の根拠資料を提出して下さい。

Q 8

価格評価点と技術評価点の評価割合の変更の主旨を教えてください。

A 8

特別簡易型と地域維持型では、「業務の実施方針」等の技術提案がないことから、他の型式とのバランスを考えて、技術評価点の評価割合を引き下げます。